

相談
無料

JFBA 日本弁護士連合会

全国一斉 養育費・児童扶養手当 ホットライン

2019年

4月19日 **金** 午前10時～午後4時

電話番号

ふよう よういく

0570-024-419

※上記は特設番号です。4月19日以外は御利用いただけませんので、御注意ください。
※通話料がかかります。PHSや050IP電話からは御利用いただけません。

児童扶養手当
はいつからもら
えますか？



養育費を受け取っ
ても児童扶養手当
はもらえますか？

養育費・児童扶養手当についての相談に弁護士が無料で対応します。

主催：日本弁護士連合会・島根県弁護士会

※各案内は日弁連ホームページで御確認いただけます。また、当日は回線状況等によりつながりにくい場合もありますので、あらかじめ御了承ください。